



南九州市

農業委員会だより

平成24年3月発行 南九州市農業委員会事務局



【 無人ヘリによる稲の航空防除風景 南九州市川辺町 】

効率的かつ経済的な省力技術として無人ヘリによる航空防除を紹介いたします。南九州市農業公社では平成19年から稲・大豆の共同防除に無人ヘリを導入しています。小型軽量であることから輸送などほ場の移動が簡単で、低空飛行で散布(2~3m)するため、薬剤の飛散など周辺への影響が少ないことなどのメリットがあります。

防除については操縦者と合図者2人により作業を行い、畔からのラジコン操縦機による遠隔操作のため、農薬が散布者に被ることなく快適・安全に行え、20アール区画の田なら約5分で作業が終了します。交代を含めて1日3~4人での作業で、ほ場がまとまっていれば1日最大30ヘクタールも散布可能です。平成23年度は早期・普通期水稻で3回延べ677ヘクタール、大豆は18ヘクタールの散布を行いました。

農業委員の変更がありました！

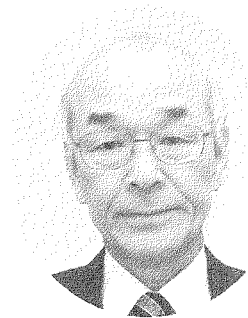
平成24年1月7日付けで議会選任の農業委員が変更され、それに伴う担当自治会の変更がありました。新しく農業委員になった方と、担当が変更になった自治会は以下のとおりです。

農業委員の変更

旧 額娃地区 加治佐 民生（議会選任）



新 知覧地区 松久保 正毅（議会選任）



担当自治会の変更

額娃地区	宝代 行広	…	源川 加治佐 高吉 青戸上 青戸中 青戸下 尾曲 飯伏
	松元 孝也	…	上刈 只角 新牧 折尾 源川 加治佐
知覧地区	松久保 英生	…	上別府 平久保 霜出 昭和 川床
	松久保 正毅	…	善通 立山 松久保 共親

耕作放棄地・遊休農地を再生しよう！

農地が荒廃・遊休化すると、近隣の農地に迷惑をかけたり、ゴミの不法投棄が発生したり、農業担い手への農地集積等に悪影響がでるなど、さまざまな問題が発生します。事業を活用して遊休農地を解消しましょう！

○耕作放棄地再生利用緊急対策事業 … 県及び国の事業

農用地区域内にある耕作放棄地で、有効利用を図るための再生利用を支援します。

内容：再生作業（伐採、障害物除去等）と土づくり（肥料の投入等）を併せて支援

・重機等を用いて委託作業を行う場合など…補助率1/2以内

本人が作業を行う場合など…5万円/10a（定額支援）

・土づくり（2年目も必要な場合のみ）…2万5千円/10a

※その他にもさまざまな支援があります。条件等についてはお問い合わせください。

○遊休農地等活用条件整備事業 … 市単独事業

高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を経営基盤強化促進法等に基づき売買又は貸借をし、その農地を整備しようとする認定農業者へ支援を行います。

内容：・重機等を用いて委託作業を行う場合など…1/2以内（最大5万円/10a）

本人が作業を行う場合など…3/10以内（最大3万円/10a）

農業者年金に加入しませんか！

しっかり積み立て、
がっちりサポート 安心して豊かな老後を



☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。＜家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的に運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

☆税制面で大きな優遇措置があります。

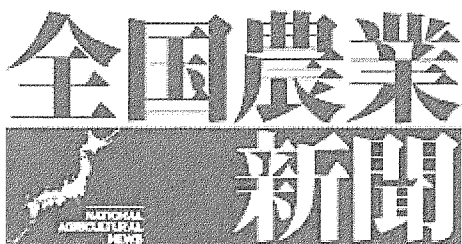
支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。（つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。）

☆認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞



週刊

毎週金曜日発行

月600円 年7,200円(消費税込み)

※ 農業者年金及び全国農業新聞についてのお問い合わせは、最寄りの農業委員会まで。

「農の雇用事業」のご案内

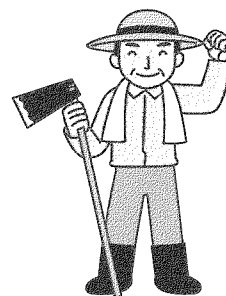
新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等の実施を支援します。

助成額：年間最大 120 万円

新規就農者に対する研修費 9万7千円/月

指導者自らの研修費 3万6千円/年

助成期間：最長 2 年間



助成要件（主なもの）

- 農業生産を行う農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること。
- 正職員（期間の定めのない雇用契約、労働時間週 35 時間以上）として雇用すること。
- 雇用就農者を農畜産物の生産（加工・販売等も含む）の業務に従事させること。
- 労働保険（労災保険、雇用保険）に加入すること。
- 雇用就農者の農業就農経験が 5 年以内であり、研修終了後も継続して農業に従事する意志があること。
- 雇用就農者が当該農業法人等の代表者の親族（3 親等以内）でないこと。

今後の募集時期等

募集	募集期間	雇用時期	研修開始
第 1 回	終了しました	平成 23 年 10 月 15 日 ～平成 24 年 3 月 2 日	平成 24 年 4 月 1 日
第 2 回	平成 24 年 4 月 2 日 ～ 5 月 15 日	平成 23 年 10 月 15 日 ～平成 24 年 5 月 15 日	平成 24 年 7 月 1 日
第 3 回	平成 24 年 8 月 1 日 ～ 9 月 14 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～ 9 月 14 日	平成 24 年 11 月 1 日
第 4 回	平成 24 年 11 月 1 日 ～12 月 14 日	平成 24 年 5 月 1 日 ～12 月 14 日	平成 25 年 2 月 1 日

農地の賃借料情報

農地法の改正により、平成21年まで策定していました標準小作料制度が廃止され、年1回、直近の小作料情報をホームページ等でお知らせすることになりました。

今回は平成23年1月から12月にかけて、農地法や経営基盤強化促進法により締結された契約に基づきその結果を掲載いたします。

小作料は貸し手・借り手の双方で良く話し合うことが大事です！

【田の部】

(単位：円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
額娃地区	11,300	15,000	10,000	29
知覧地区	6,900	10,000	5,000	48
川辺地区	8,600	11,000	3,000	356
市平均	8,600			

【畑の部】

(単位：円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
額娃地区	14,700	20,000	9,000	51
知覧地区	16,800	20,000	4,000	1,158
川辺地区	6,400	10,000	3,000	168
市平均	15,400			

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※3 「市平均」の平均額は、各地区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

なお、茶園の部については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっていないため、ばらつきが大きく見られましたので、掲載していません。

各地区の茶業振興会で策定する小作料の目安を参考に、貸し手、借り手がよく協議して決めるようにしてください。

農作業標準賃金表

平成24年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

作 業 名			単位	標準賃金	摘 要
一 般 農 作 業			1 日	5, 200 円以上	実働 8 時間
山 林 作 業			1 日	6, 300 円以上	実働 8 時間 作業労賃のみ
ロータリー作業		1 回目	10a	6, 500 円	機械、燃料とも作業者持ち
		2 回目以降		6, 000 円	
		代かき		6, 500 円	
		畑		4, 000 円	
深耕	プ ラ ウ		10a	4, 000 円	
	プラソイラ			4, 000 円	
消 毒	プラウ消毒		10a	4, 500 円	機械、燃料とも作業者持ち 薬剤代は別
	ロータリー消毒			4, 500 円	
畦 立 等	畦 立		10a	3, 500 円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代、薬剤代は別
	畦 立 マ ル チ			6, 500 円	
	畦 立 マ ル チ 消 毒			8, 000 円	
	マ ル チ (園 芸 作 物)			5, 000 円	
肥 料 散 布			10a	3, 500 円	肥料代は別
農 薬 散 布		水 和 剤	10a	3, 000 円	農薬代は別
		粉 剤		1, 500 円	
甘 しょ 収 穫 等	甘 しょ つ る 切 り		10a	3, 000 円	機械、燃料とも作業者持ち
	甘 しょ 堀 り			3, 000 円	
	甘 しょ 堀 り (自 走 式 ハ ー ベ ス タ)			15, 000 円	機械、燃料とも作業者持ち 運転者 1 人込み
田 植 え			10a	6, 500 円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代は別 コンバイン作業は刈り取り のみとし、乾燥料金は含ま ない
バインダー				8, 000 円	
ハーベスタ				7, 000 円	
コンバイン	水 稲			15, 000 円	
	大豆・そば			6, 000 円	
水田畦塗り			1m	30 円	機械、燃料とも作業者持ち

◎この標準賃金表には、消費税は含まれておりません。

◎茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形、不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

◎10 アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算させていただきます。また、ほ場への距離によっても加算する場合があります。

◎コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算させていただきます。

◎一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。